

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案について

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十一条第六項の規定により、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案を次のように公告する。
なお、同原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和四年八月十日

東京圏国家戦略特別区域会議

- 一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類
三浦都市計画地区計画城ヶ島西部地区地区計画
当該事項を定める土地の区域 追加する部分
三浦市三崎町城ヶ島字西山地内
- 二 縦覧場所 三浦市都市環境部都市計画課（三浦市役所分館三階）
- 三 縦覧期間 公告の日の翌日から起算して二週間
- 四 意見書の提出先 三浦市城山町一番一号
三浦市都市環境部都市計画課